

第 10 回 京都海区漁業調整委員会 議事録要約

開催日：令和 8 年 7 月 14 日(火) 14:00～15:00 場所：京都府水産事務所 研修室（宮津市）

議 案

第 1 号議案 特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))に関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量について

- 7 月 8 日時点の大型魚の漁獲枠消化率は約 40%、定置漁業：41%、日本海漁船漁業：27%、その他海域：59%。
- 小型魚は 11 月 30 日まで漁獲自粛のため消化率は 0%。
- 原案どおり異議なしの旨、答申することを議決。

第 2 号議案 特定水産資源(べにずわいがに日本海系群(知事許可水域))の漁獲可能量について

- 京都府内の漁業者による漁獲実績はなし。
- 「現行水準」と「試行水準」についての説明があり、「試行水準」は、資源管理の試行段階の STEP 2 で適用されることを確認。
- 原案どおり異議なしの旨、答申することを議決。

第 3 号議案 小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業(なまこけた網漁業))の制限措置等について

- 舞鶴地区での操業期間の変更要望に関する発言あり。
- なまこは共同漁業権の対象であるため、潜水漁業及び水視漁業と、知事許可である「なまこけた網漁業」との操業目的、内容等の違いについて説明あり。
- なまこの中国向け輸出について、依然として輸入規制が継続している。
- 原案どおり異議なしの旨、答申することを議決。

第 4 号議案 固定式刺網漁業(ひらめ底刺網漁業)の制限措置等について

- 許可は、舞鶴市の小橋地区と三浜地区の漁業者に限定。
 - 現行許可 9 件の対象者は、全て同地区の漁業者。
 - 原案どおり異議なしの旨、答申することを議決。
-

報告事項

大中型まき網漁業との調整について

- 令和 8 年 6 月 10 日に開催された「中部日本海まき網漁業協議会船主部会」での要望活動について結果概要の報告があり、例年、同時期に活動しているということもあり委員からの意見等はなし。
-

その他

委員からの意見

- 海洋環境の急激な変化により、固定的な TAC 管理では現場対応が難しくなっている。
- 特に定置網漁業では、網に入った魚を選択的に管理することが難しい。

- ・ 漁業現場の実情を踏まえた柔軟な制度や技術開発が必要。

会長からの回答

- ・ 全国海区漁業調整委員会連合会を通じて水産庁等へ要望を提出しており、定置漁業における資源管理手法の改善や、放流魚の生残率調査などの必要性を訴えている。

【委員会全体のポイント】

- ・ 各議案について、円滑に審議されていた。
- ・ 水産庁及び府に対して、現場実態を踏まえた TAC 制度運用等について要望があった。